

適合チェック質問一覧

#### 背景

OpenChainプロジェクトは、オープンソースライセンスへのコンプライアンスをよりシンプルにし、一貫性を持たせることで、オープンソースに対する信頼を築きます。OpenChain仕様では、各品質コンプライアンスプログラムが満足すべき核となる要件を定義しています。OpenChainカリキュラムは、OpenChain仕様の必須要件を満たしながら、オープンソースプロセスやソリューションの教育的基礎を提供しています。企業は、OpenChain適合によって、こういった要件に適合していることを示すことができます。その結果、オープンソース・ライセンス・コンプライアンスがソフトウェアサプライチェーンの中にいる者にとって、より予測可能でわかりやすく、効率的なものになっています。

このドキュメントには企業がOpenChain適合がどうかを判断するための一連の質問が記載されています。すべての質問が「はい」だった場合、その企業はOpenChain仕様1.2版のすべての要件に適合していることになります。いくつかの質問に対する答えが「いいえ」だった場合、その企業はコンプライアンスプロセスの改善のために何が必要かを明確にすることができます。

### G1: オープンソースの責任を理解している

セクション	番号	仕様参考	質問本文
G1: オープンソースの 責任を理解している	1.a	1.1, 1.1.1	(トレーニングや内部wiki、またはその他実用的な通信方法を通しての)供給ソフトウェア配信のオープンソースライセンスコンプライアンスについて規定しているポリシー文書を持っていますか?
G1: オープンソースの 責任を理解している	1.b	1.1.2	すべてのソフトウェアスタッフにオープンソースポリシー の存在を伝える手順書がありますか?
G1: オープンソースの 責任を理解している	1.c	1.2.1	プログラムの性能と有効性に影響のある役割とそれに対応 する責任について明確にしていますか?
G1: オープンソースの 責任を理解している	1.d	1.2, 1.2.2	各役割に必要な能力を特定し、文書化していますか?
G1: オープンソースの 責任を理解している	1.e	1.2, 1.2.3	各プログラム参加者の能力を評価した証拠を文書化していますか?
G1: オープンソースの 責任を理解している	1.f	1.3, 1.3.1	次のトピックに対する社員の意識を文書化していますか?
G1: オープンソースの 責任を理解している	1.f.i	1.3	- オープンソースポリシーとその場所
G1: オープンソースの 責任を理解している	1.f.ii	1.3	- 関連するオープンソースの目的、
G1: オープンソースの 責任を理解している	1.f.iii	1.3	- プログラムを確実に有効なものにするために期待される コントリビューション、
G1: オープンソースの 責任を理解している	1.f.iv	1.3	- プログラム要件を満たすことができないことの影響
G1: オープンソースの 責任を理解している	1.g	1.4	プログラムの適用範囲の決定プロセスがありますか?
G1: オープンソースの 責任を理解している	1.h	1.4.1	プログラムの適用範囲および制限を明確に定義した文書がありますか?
G1: オープンソースの 責任を理解している	1.i	1.5	オープンソースの義務、制約、権利を確認するプロセスが ありますか?
G1: オープンソースの 責任を理解している	1.j	1.5.1	義務、制約、権利を確認し、文書化する手順書があります か?

### G2: コンプライアンスを履行するための責任者のアサイン

セクション	番号	仕様参考	質問本文
G2: コンプライアンス を履行するための責任 者のアサイン	2.a	2.1, 2.2.1	オープンソースコンプライアンスに関する外部からの問い 合わせに対応する責任者(「オープンソース窓口」)を指 名していますか?
G2: コンプライアンス を履行するための責任 者のアサイン	2.b	2.1.1	オープンソース窓口機能が(たとえば電子メールアドレス やLinux Foundationオープン コンプライアンス ディレク トリを通じて)公的に明示されていますか?
G2: コンプライアンス を履行するための責任 者のアサイン	2.c	2.1.2	オープンソースコンプライアンスの問い合わせを受けたり、問い合わせに答えたりする責任者を指名する手順書がありますか?
G2: コンプライアンス を履行するための責任 者のアサイン	2.d	2.2.1	特定されたプログラムの役割をサポートする人、グルー プ、または部署を文書化していますか?
G2: コンプライアンス を履行するための責任 者のアサイン	2.e	2.2.2	特定されたプログラムの役割には、適切に人員が配置さ れ、十分な予算が当てられていますか?
G2: コンプライアンス を履行するための責任 者のアサイン	2.f	2.2.3	組織内および組織外のオープンソースコンプライアンスに 関する法律の専門家が特定されていますか?
G2: コンプライアンス を履行するための責任 者のアサイン	2.g	2.2.4	オープンソースコンプライアンスに関する組織内の責任者 を指名する手順書がありますか?
G2: コンプライアンス を履行するための責任 者のアサイン	2.h	2.2.5	不適合の場合のレビューや是正について扱う手順書があり ますか?

#### G3: オープンソースコンテンツのレビューと承認

セクション	番号	仕様参考	質問本文
G3: オープンソースコ ンテンツのレビューと 承認	3.a	3.1.1	供給ソフトウェアのリリースに含まれるすべてのオープン ソースコンポーネントに関する情報を特定し、追跡し、リ ストとして保管するための手順書がありますか?
G3: オープンソースコ ンテンツのレビューと 承認	3.b	3.1.2	手順書に適切に従っていることを証明する、各供給ソフトウェアのリリースに関するオープンソースコンポーネントの記録がありますか?
G3: オープンソースコ ンテンツのレビューと 承認	3.c	3.2.1	各供給ソフトウェアのリリースに関するオープンソースコンポーネントについて、少なくとも次の共通オープンソースライセンスのユースケースを扱った手順を実施していますか?
G3: オープンソースコ ンテンツのレビューと 承認	3.c.i	3.2	- バイナリ形態で頒布されている
G3: オープンソースコ ンテンツのレビューと 承認	3.c.ii	3.2	- ソースコード形態で頒布されている
G3: オープンソースコ ンテンツのレビューと 承認	3.c.iii	3.2	- コピーレフトの義務を生じうる他のオープンソースと 統合されている
G3: オープンソースコ ンテンツのレビューと 承認	3.c.iv	3.2	- 改変されたオープンソースを含んでいる
G3: オープンソースコ ンテンツのレビューと 承認	3.c.v	3.2	- 供給ソフトウェア内の他のコンポーネントとやりとり する、両立性のないライセンス下のオープンソースやその 他のソフトウェアを含んでいる
G3: オープンソースコ ンテンツのレビューと 承認	3.c.vi	3.2	- 帰属要求のあるオープンソースを含んでいる

#### G4: オープンソースコンプライアンス関連資料の配布

	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		<u> </u>
セクション	番号	仕様参考	質問本文
G4: オープンソースコ ンプライアンス関連資 料の配布	4.a	4.1.1	確認ライセンスの要求に基づいて、コンプライアンス関連 資料が供給ソフトウェアとともに頒布されることを確実に するプロセスを説明した手順書がありますか?
G4: オープンソースコンプライアンス関連資料の配布	4.b	4.1.2	供給ソフトウェアに関する頒布コンプライアンス関連資料 のコピーが保管されていますか?
G4: オープンソースコンプライアンス関連資料の配布	4.d	4.1.2	コンプライアンス関連資料のコピーは、少なくとも供給ソフトウェアが提供され続けている期間、または確認ライセンスが要求する期間(いずれか長い方の期間)保管されていますか?

# G5: オープンソースコミュニティへの(積極的な)関わり方の理解

セクション	番号	仕様参考	質問本文
G5: オープンソースコミュニティへの(積極的な)関わり方の理解	5.a	5.1	組織を代表してのオープンソースプロジェクトへのコント リビューションを管理するポリシーがありますか?
G5: オープンソースコ ミュニティへの(積極 的な)関わり方の理解	5.b	5.1.2	オープンソースへのコントリビューションを管理する手順 書がありますか?
G5: オープンソースコ ミュニティへの(積極 的な)関わり方の理解	5.c	5.1.3	すべてのソフトウェアスタッフがオープンソース コントリビューション ポリシーの存在を認識できるような手順書がありますか?

## G6: 仕様要件への遵守

セクション	番号	仕様参考	質問本文
G6: 仕様要件への遵守	6.a	6.1.1	プログラムが本仕様の全要件に適合していることを確認で きる文書がありますか?
G6: 仕様要件への遵守	6.b	6.2.1	プログラムの適合が過去18ヶ月内に見直されたことを確認 できる文書がありますか?